

下水道工事のお知らせ

西柳原町、立込町、橘町および愛宕町地内の箇所において下水管新設工事を実施します。また一部の箇所において、工事に伴う上水道の移設工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の片側交互通行等の交通規制を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

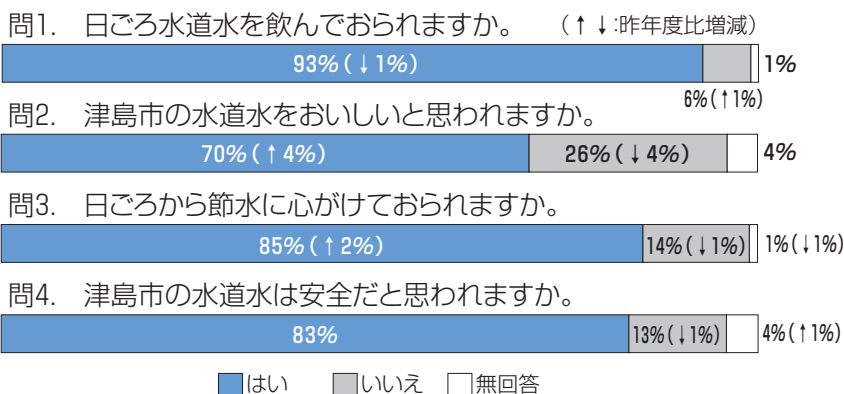
工事箇所 西柳原町地内(図1)、立込町地内(図2)、橘・愛宕町地内(図3)

工事期間 平成29年2月末まで

問合せ 下水道課下水道G
内線2426・2428



第58回水道週間アンケート結果



問合せ 上下水道部管理課管理G
内線2441・2442

6月1日〜7日の1週間、水道水に関するアンケートを実施しました。392人の方から回答をいただき、ありがとうございます。その結果は次のとおりです。
これからも安全でおいしい水道水の供給に努めてまいります。

第58回水道週間アンケート
実施結果



出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産（流産または死産も可）の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週〜22週未満での出産の場合は40万4千円となります。

出産育児一時金直接支払制度とは

医療機関で出産育児一時金直接支払制度の手続きをしていただくことにより、津島市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などの窓口での支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合

や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑、領収証、母子手帳、直接支払制度合意文書

高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額（表参照）を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、窓口で申請手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑、領収証、世帯主の口座が分かるもの、個人番号が分かるもの、身分証明書

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

70歳未満または70歳以上の住民税非課税世帯の国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。また、住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事標準負担額が減額されます（表参照）。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

持ち物 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、身分証明書

国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事標準負担額

（※）平成28年4月以降、入院時食事代の自己負担額が260円から360円になりました。

70歳未満	（※）平成28年4月以降、入院時食事代の自己負担額が260円から360円になりました。	
所得区分	自己負担限度額【過去12カ月以内で4回目以降】	入院時の食事標準負担額（1食当たり）
901万円超および未申告世帯	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 【140,100円】	360円（※）
600万円超901万円以下	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 【93,000円】	
210万円超600万円以下	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 【44,400円】	
210万円以下	57,600円【44,400円】	
住民税非課税世帯	35,400円【24,600円】	210円（過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は160円）

注 医療機関ごとの窓口負担額（処方箋薬局分を含む）が21,000円を超えた場合に限り対象となります。

所得区分	自己負担限度額		入院時の食事標準負担額（1食当たり）
	外来のみ（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
住民税課税所得が145万円以上	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	360円（※）
住民税課税所得が145万円未満	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	8,000円	低所得Ⅱ（低所得Ⅰ以外）	210円（過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は160円）
		低所得Ⅰ（年金収入が80万円以下など）	15,000円

平成28年度国民健康保険税の賦課限度額の変更について

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税賦課限度額が次のとおり変更となりました。

	医療分	後期高齢者支援金分
改正前	52万円	17万円
↓		
改正後	54万円	19万円

窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、資産や融資の活用をしたにもかかわらず、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難なときに減免(減額、免除および支払猶予)する制度を設けています。

申請には、収入や資産に関する証明書や申告書類の他、医師の意見書等が必要になります。

申請期限 減免の対象となる事由の発生した日から6カ月以内

適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気やケガ)を受けた場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。

なお、加害者と示談する前に必ず市役所に連絡をしてから、届け出るようにしてください。

持ち物 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、事故証明書

問合 保険年金課国民健康保険G
内線21255〜21299

集団による特定健診とがん検診のセット健(検)診を実施します

日程 9月4日(日)、11日(日)

場所 総合保健福祉センター

内容 特定健診、がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん)

※特定健診とがん検診(肺・胃・大腸)の全てを受けていただくことが受診の条件となります。

※特定健診、がん検診(肺・胃・大腸)のうち、健(検)診実施日までに1つでも受診された方は対象外です。

対象 健(検)診実施日に、津島市国民健康保険に加入中の昭和52年3月31日以前生まれの方、または後期高齢者医療に加入中の方



定員 各日30人(最少催行人数15人)
費用 左表のとおり

セット健(検)診料金表

	受診料
40~64歳(下記年齢除く)	2,900円
40,45,50歳	1,900円
65~69歳	
70歳以上	900円

※年齢は平成29年3月31日時点の年齢です。

※市民税非課税世帯等、無料になる場合があります(事前に手続きが必要)。詳しくは「市政のひろば5月号」をご確認ください。

申込 8月4日(木)〜15日(月)の間に、電話で左記へ(定員になり次第受付終了)。

問合 保険年金課国民健康保険G
内線21299

防災ほっとメール登録方法

市では、「避難準備情報」、「避難勧告」や「避難指示」を発令した場合に携帯電話でのメール機能を使って、確実に情報を受け取ることができる「防災ほっとメール」を運用しています。携帯電話で、下記URL「防災ほっとメール」にアクセスをして、登録をお願いします。



QRコード

お使いの携帯電話の機種がQRコード読み取りに対応している場合は上のQRコードを読み込むことによって簡単にアドレス入りのメールを作成することができます。

- 迷惑メール防止対策をされている方は、受信できるドメインとして「anshin-bousai.net」を許可してください。
- URL付きメールの受信を許可してください。
- メールアドレスの登録は無料ですが、ニュースメールが発行され着信すると、各携帯電話会社の通常のパケット料金がかかる場合があります。(1メールあたり0~2円程度)

☎http://www.anshin-bousai.net/tsushima/

変わります!!

児童扶養手当の加算額が変わります

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、平成28年8月分(平成28年12月支給)から児童扶養手当の第2子以降の加算額が変更されます。

児童扶養手当月額

・子どもが1人の場合

全部支給:42,330円

一部支給:42,320円~9,990円

・子ども2人目の加算額

全部支給:10,000円

定額5,000円→一部支給:9,990円~5,000円

・子ども3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給:6,000円

定額3,000円→一部支給:5,990円~3,000円

なお、一部支給額は所得に応じて決定されます。

また、平成29年4月から物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、第2子以降の加算額にも導入します。

問合 子育て支援課子育て支援G

内線2223・2224

平成28年度保育料の改正について

子ども・子育て支援法施行令の改正に基づき、保育所・認定こども園・小規模保育所、市立津島幼稚園に通われる世帯のうち、年収約360万円未満の多子世帯およびひとり親等世帯に該当される方の負担軽減をすることとなり、保育料を一部改正しました。

今回の改正により、該当される世帯については、子どもの年齢に関わらず、同一生計の子どものうち最も年長の子どもから順に数え、保育料を算定することとなりました。

なお、この改正に伴い、保育料が変更となられた方へは個別に通知しています。

問合 子育て支援課児童保育G

内線2221・2222



現況届を
忘れずに

児童扶養手当等、現況届

児童扶養手当・遺児手当(県・市)・特別児童扶養手当の認定を受けている方は、現況届を提出してください。

この届けは、8月からの手当の支給を決める大切なものです。

現在、支給停止中の方も届けが必要です。また、児童扶養手当受給開始後5年経過された方は、個別に通知していますが、「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出もお願いします。

受付期間を過ぎますと、12月の支給が受けられない場合があります。

受付期間

①児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当を受けている方

8月1日(月)~31日(水)

②特別児童扶養手当を受けている方

8月12日(金)~9月12日(月)

受付場所

8月1日(月)~31日(水) 市役所2階会議室

9月1日(木)~12日(月) 市役所2階子育て支援課

問合 子育て支援課子育て支援G

内線2223・2224

特別障害者手当等の現況届

特別障害者手当等を受けている方は、毎年現況届を提出していただく必要があります。

届出用紙は8月上旬に、対象となる方に郵送いたします。

この届けを提出されないと、次回からの手当の支払ができなくなりますので、必ず期間内に手続きをしてください。

受付期間 8月12日(金)~9月12日(月)

提出書類

①特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方…現況届

②愛知県在宅重度障害者手当を受けている方…所得状況届、同意書

なお、介護保険施設等に入所もしくは医療機関に3カ月以上継続して入院されますと手当は受けられません(障害児福祉手当については、入院中の方も継続して支給されます)。該当の方は速やかに手当喪失届を提出してください。届けが遅れますと、手当を返還していただくこととなります。

現在支給停止中の方も届けが必要です。

受付・問合 福祉課福祉G(市役所1階)

内線2131、2132、2135